

## 東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内で工場の新設又は増設をして高度先端産業分野の製造業等を営む者に対し、予算の範囲内において東海市中小企業高度先端産業立地補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、本市の産業構造の高度化及び地域の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業及びソフトウェア業に分類される産業をいう。

(2) 工場 製造業等の用に供する施設をいう。

(3) 高度先端産業分野 次に掲げる分野をいう。

ア 航空宇宙関連分野

イ 環境・新エネルギー関連分野

ウ 健康長寿関連分野

エ 情報通信関連分野

オ 先端素材関連分野

カ ナノテクノロジー関連分野

キ バイオテクノロジー関連分野

ク その他市長が認める高度先端的な技術分野

(4) 中小企業者 営利目的をもって事業を営む法人（国又は地方公共団体が経営する企業を除く。以下「企業」という。）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

- (5) みなし大企業 中小企業者であって、次のいずれかに該当する企業をいう。
- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
  - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
  - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する者が所有している者
  - オ アからウまでのいずれかに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者
- (6) 新設 企業が市内の次に掲げる土地に工場を建設することをいう。
- ア 新たに取得し、又は賃借する土地
  - イ 既に取得し、又は賃借した土地で未利用であるもの
  - ウ 既に事業を行っている土地
- (7) 増設 次のいずれかに該当することをいう。
- ア 自ら所有し、又は賃借する市内の既存の工場を増築すること。
  - イ 自ら所有し、又は賃借する市内の工場において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。
- (8) 事業所 単一の経営主体のもと、一区画の土地を占めて人、機械及び装置を有して経済活動が継続的に行われている場所的単位をいう。
- (9) 固定資産取得費用 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用のうち、次に掲げる費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額をいう。
- ア 工場の新設又は増設の工事に要する経費のうち専ら生産の用に供する部分の建設に要する費用
  - イ 生産の用に供する償却資産の取得に要する費用
- (10) 常用雇用者 市内の工場を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に基づく解雇の予告を必要とする者をいう。
- (11) 企業グループ 次に掲げる会社をいう。

ア 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条第5号に規定する連結会社

イ 財務諸表等規則第2条第6号に規定する非連結子会社

ウ 財務諸表等規則第2条第7号に規定する関連会社

(2) 操業 第6条第1項の事業認定申請書に基づき、工場において事業活動を行うことをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において高度先端産業分野の工場の新設又は増設をする事業のうち、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）第9条第1項の規定に基づき、補助事業として愛知県知事の認定を受けた事業とする。

（補助対象事業者）

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において高度先端産業分野の工場の新設又は増設をする中小企業者及びみなし大企業で、当該工場の新設又は増設に伴う固定資産取得費用が2億円以上であり、当該工場の新設又は増設に伴い常用雇用者数が原則として5人以上増加すること。
- (2) みなし大企業にあつては、過去に同一の工場の同一事業を対象として、補助金及び愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けた者でないこと。
- (3) 補助対象事業に係る工場の新設又は増設を対象として東海市企業立地交付金条例（平成27年東海市条例第27号。）第4条第1項の規定による認定を受けた者でないこと。
- (4) 市税及び県税の滞納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 公害防止対策について市長と協議の上、当該公害防止対策を実施する者であること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該工場の新設又は増設に伴う固定資産取得費用とし、補助金の額は、補助対象経費の10パーセント（みなし大企業にあつては、8パーセント）（自ら所有し、又は賃借する工場において、事業の用に供する機械及び装置を一新する場合にあつては、5パーセント（みなし大企業にあつては、4パーセント））に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が10億円を越えるときは、10億円とする。

2 過去に補助金の対象となった工場がある企業グループの事業所の敷地内に当該企業グループの企業（自社を含む。）が工場の新設又は増設をする場合の補助金の総額は、当該企業グループで10億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則第2条第8号に規定する持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

(認定の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業認定申請書に必要な書類を添えて、工場の新設又は増設の工事に着手する日の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付対象事業者として認定し、事業認定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査を行うに当たっては、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金審査会議の意見を尊重するものとする。

4 市長は、第2項の規定により認定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要と認めるときは、当該認定に必要な条件を付することができる。

(地位の承継)

第7条 前条第2項の規定により認定をされた者（以下「認定事業者」という。）に合併、分割、相続等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に補助対象事業を承継し、かつ、当該補助対象事業が継続して行われる場合に限り、当該補助対象事業を承継する者（暴力団員等を除く。）は、市長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

- 2 前項に規定する認定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかにその事実を証する書面を添えて、承継承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、これを認めたときは、当該地位を承継しようとする者に対して承継承認通知書により通知するものとする。

(届出の義務)

第8条 認定事業者（前条第1項の規定による承継があった場合は、当該承継をした者を含む。以下同じ。）は、補助対象事業において、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、速やかに当該各号に定める書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 工場の新設又は増設の工事に着手したとき 工事着手届出書
- (2) 工場の新設又は増設の工事が完了したとき 工事完了届出書
- (3) 新設又は増設をした工場の操業を開始したとき 操業開始届出書
- (4) 次に掲げる事項に該当するとき 事業認定中止・廃止届出書

ア 補助対象事業を中止し、又は廃止するとき。

イ 第4条に規定する補助対象事業者の認定要件を満たさなくなるとき。

- 2 認定事業者は、補助金の交付申請をするまでの間に補助対象事業の内容について、変更（軽微な事項を除く。）が生じるときは、あらかじめ事業認定変更届出書を市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業の計画に著しい変更があったとき。
- (2) 補助対象事業に係る工場の操業を開始した日から補助金の交付がなされるまでの間に当該工場を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。
- (3) 第4条に規定する補助対象事業者の認定要件を満たさないことが判明したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。
- (5) 法令又はこの要綱若しくは認定に付した条件に違反したとき。
- (6) 著しく信用を失墜する等市との信頼関係を損なう行為を行ったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認

めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書により当該認定事業者へ通知するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

- 第10条 認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(操業開始の期日)

- 第11条 認定事業者は、第6条第1項の申請書を提出した日から3年以内に補助対象事業に係る工場の操業を開始しなければならない。

(操業の継続期間)

- 第12条 認定事業者は、当該補助対象事業に係る工場の操業を操業開始の日から5年間継続しなければならない。

(交付の申請等)

- 第13条 認定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、新設又は増設をした工場の操業を開始した日から1年以内に補助金交付申請書兼実績報告書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りではない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、当該交付に必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

- 第14条 認定事業者は、前条第2項の通知書を受け取った日後に、補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

- 3 市長は、補助金額が5億円を超える場合にあっては3年間、2億円を超え、5億円以下である場合にあっては、2年間に分割して補助金を交付することができる。ただし、愛知県知事により、認定事業者に対し、本文に規定する期間を超えて分割して愛知県21世紀高度先端産業立地補助金が交付される場合（本文の規定の適用

がない認定事業者に対し、分割して当該補助金が交付される場合を含む。)は、その交付される期間に合わせて分割して補助金を交付することができる。

(補助金の不交付等)

第15条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) 第9条第1項の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) 第4条に規定する補助対象事業者の認定要件を欠くこととなったとき。
- (3) 第12条に規定する期間内に工場の操業を廃止し、若しくは休止したとき又は廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。
- (4) 偽りその他の不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適切であると市長が認めるとき。

2 前項の規定により補助金の返還を請求された認定事業者は、返還請求に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金の金額に、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱第26条の規定により計算した加算金及び遅延利息の金額を加えた額を納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 認定事業者は、補助対象事業により取得した固定資産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象事業に係る工場の操業を開始した日から5年を経過した場合は、この限りでない。

(報告及び立入調査)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該工場への立入調査をさせることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱第15条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた返還請求について適用し、同日前に受けた返還請求については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱第15条第2項の規定は、令和3年4月1日以後に受けた返還請求について適用し、同日前に受けた返還請求については、なお従前の例による。
- 3 改正後の東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第6条第1項の申請書の提出をした者について適用する。
- 4 この要綱の施行の日から令和7年5月31日までの間に工場の新設又は増設の工事に着手する場合における改正後の東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱第6条第1項の規定の適用については、同項中「工場の新設又は増設の工事に着手する日の30日前」とあるのは、「令和7年4月30日」とする。